

達 示 第 3 号

令和7年2月26日

広島拘置所長

「受刑者生活心得を制定することについて」の一部改正について  
被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）の一部改正に基づき、令和6年10月3日付け達示第19号「受刑者生活心得を制定することについて」の別紙11「自弁物品表」を別紙のとおり改正し、本年3月1日から施行する。

まえがき

自弁又は差入れが許可される物品は、自弁・差入れ物品表のとおりであり、次の事項に注意すること。

- 1 購入は、原則として当所の指定する事業者のものに限る。
- 2 使用又は摂取については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合及び受刑者としての地位に照らして使用又は摂取を許すことが適当でない物品については許さないものとする。
- 3 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。
  - 印 使用又は摂取を許可するもの
  - ◎印 特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するもの
  - 印 男子受刑者に限り使用を許可するもの
  - △印 女子受刑者に限り使用を許可するもの
  - 印 処遇上の必要から例外的に適当と認める場合に使用を許可するもの

受刑者自弁・差入れ物品表

区分	品名等	対象者			摘要
		優遇区分第1類の処遇を受けている者	優遇区分第3類以上の処遇を受けている者	全受刑者	
衣類 下着	シャツ			□	ランニングシャツ、半袖シャツ及び長袖シャツに限る。 当所指定のものに限る。
				△	タンクトップシャツ、半袖シャツ、七分袖シャツ及び長袖シャツに限る。 当所指定のものに限る。
	パンツ			□	補修用ゴムひもを含む。 当所指定のものに限る。

	ショーツ・生理用ショーツ			△	ズロースを含む。 補修用ゴムを含む。 当所指定のものに限る。
	ズボン下			○	冬物に限る。 補修用ゴムひもを含む。 当所指定のものに限る。
	スリッパ			△	キャミソールを含む。 当所指定のものに限る。
	ブラジャー			△	当所指定のものに限る。
靴下	靴下			○	女子についてはタイツを含む。 補修用ゴムひもを含む。 当所指定のものに限る。
寝衣	パジャマ	○			
食料品及び飲料	米飯類	○		●	食料品について、一食分の食事として自弁を許可する場合には、食事の支給はしない。 この場合、その食料品は一食分の食事と評価できる分量のものでなければならない。 優遇区分第1類の受刑者に1月に1回以上許すほか、外部通勤作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに 限る。 当所指定のものに限る。
	パン類	○		●	
	麺類	○		●	
	惣菜類	○		●	
	茶	○		●	
	コーヒー	○		●	
	紅茶	○		●	
	ココア	○		●	
	果実飲料	○		●	
	清涼飲料その他の飲料	○		●	
嗜好品	菓子		○	●	優遇区分第1類及び第2類の受刑者については1月2回以上、優遇区分第3類の受刑者に1月1回以上許すほか、外部通勤作業を行わせる場合又は外出若しくは外泊を許す場合において適当と認めるときに 限る。 当所指定のものに限る。
	あめ類		○	●	
	氷物の		○	●	
	果物類		○	●	
	茶		○	●	
	コーヒー		○	●	
	紅茶		○	●	
	ココア		○	●	

	かじついんりよう 果実飲料		○	●	
	せいりょういんりよう 清涼飲料その たしこういんりよう 他の嗜好飲料		○	●	
しつないさうしよくひん 室内装飾品	せいしか 生花		○	●	かびん じべん ける ばあい 花瓶の自弁が許される場合に かぎ 限る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	かびん 花瓶		○	●	せいげんくぶんたい しゅ だい しゅ 制限区分第1種から第3種ま での者に限る。 かぎ 当所指定のものに限る。
	しやしん た 写真立て		○	●	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	しよが 書画	○		●	がくぶち じべん ける ばあい 額縁の自弁が許される場合に かぎ 限る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	がくぶち 額縁	○		●	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
たおる、せつ せん タオル、石けん、洗 ばつざい、せんがんようぐ 髪剤、洗顔用具、調 うはみょうぐ、くつ ほかの 髪用具、靴 其他の にちようひん 日用品	タオル			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	バスタオル			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	ハンカチ			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	せつ 石けん			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	せつ 石けん容器			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	シャンプー			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	リンス			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	くし			○	ヘアブラシを含む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。 だんし については、いってい 男子については、一定の基準 に基つき、ひつよう みと に基づき、必要と認められた ばあい 場合に限る。
	せいばつりよう 整髪料			○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。 だんし については、いってい 男子については、一定の基準 に基つき、ひつよう みと に基づき、必要と認められた ばあい 場合に限る。
	せんもうざい 染毛剤			◎	せいげんくぶんたい しゅまた だい しゅ 制限区分第1種又は第2種に して 指定されている女子に限る。
	パーマざい パーマ剤			◎	
ヘアピン			△	とうしよしてい 当所指定のものに限る。	
かみど 髪止めゴム			△	とうしよしてい 当所指定のものに限る。	

でんちしき 電池式かみそ り			○	しゅうのう 収納ケース、か 替え刃、はけ およ び電池を含む。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
シェービング クリーム			◎	とうしよして い 当所指定のものに限る。
は 歯ブラシ			○	デンタルフロスを みく 含む。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
はみが 歯磨き			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
は 歯ブラシケース			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
うんどうくつ 運動靴			○	くつ 靴ひもを みく 含む。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
ちりがみ 紙			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
かみ 耳かき			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
はし 箸			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
はし 箸容器			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
おき 置き時計			◎	でんち 電池を みく 含む。 せいげんく 制限区分第1種 また だい 第2種に して い 指定されている もの かぎ 者に 限る。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
おき 置き鏡			◎	せいげんく 制限区分第1種 また だい 第2種に して い 指定されている もの かぎ 者に 限る。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
クリーム類			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
あせど 汗止め用粉末			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
パフ			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
せい 制汗剤			○	スプレー式 しき のもの のぞ を除く。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
けし 化粧水類			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
せい 生理用品			△	おりもの シート および およ 妊産婦用 具 を みく 含む。 とうしよして い 当所指定のものに限る。
めんぼう 綿棒			○	とうしよして い 当所指定のものに限る。
サンダル		○		とうしよして い 当所指定のものに限る。
ざぶとん 座布団		○		とうしよして い 当所指定のものに限る。

ぶんぼうぐその他余暇時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品	けしゴム		○	すなけ 砂消しゴムを含む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	いろえんぴつ 色鉛筆		○	えんぴつけず もろ 鉛筆削りを用いないもので青 いろまた あかいろ 色又は赤色に限る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	えんぴつ 鉛筆キャップ		○	いろえんぴつ 色鉛筆のサイズに合致するもの に限る。
	シャープペン シル		○	か しん (くろいろ 黒色に限る。) を含 む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	ボールペン		○	あおいろ くろいろまた あかいろ 青色、黒色又は赤色に限る。 か しん 替え芯を含む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	まんねんひつ 万年筆		◎	スペアインクを含む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	けいこう 蛍光ペン		◎	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	ざっきちょう 雑記帳		○	けいせんいりノート。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	にっきちょう 日記帳		◎	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	かくしほ 各種ノート (雑 記帳を除く。)		◎	ごせんぷ 五線譜ノート、しろむじ 白無地ノート など。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	しきし 色紙		◎	たんざく 短冊を含む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	カーボン紙		◎	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	けいしその他 の筆記用紙		◎	げんこうようし、レポート用紙な ど。 げんそく 原則として、1冊又は1束。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	したじ 下敷き		○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。
じょうぎ 定規		○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。 まかく 規格は30cm用以下とする。	
ふでい 筆入れ		○	とうしよしてい 当所指定のものに限る。	

いためし 板目紙			◎	訴訟書類の整理に必要と認められる場合、その他相当と認める場合に限る。 当所指定のものに限る。
とじひも			◎	
インデックス			◎	
付せん			◎	
ファイル			◎	
でんちしきけいさんき 電池式計算機			◎	電池を含む。 当所指定のものに限る。
そろばん			◎	ケースを含む。普通品とする。
でんしじしよ 電子辞書			◎	電池を含む。 当所指定のものに限る。
CDプレー ヤーその他の 音声再生機			◎	学習用に限る。 イヤホン及び電池を含む。 当所指定のものに限る。
CDその他の 音声記録媒体			◎	学習用に限る。 当所指定のものに限る。
CD収納ケース			◎	当所指定のものに限る。
しよどう 書道・ペン習 字用具			◎	学習用に限る。 筆、筆巻き、墨、墨汁、文 鎮、すずり、すずり箱、条幅 紙、下敷、書道用半紙、書道 用具ケース、教本、水差し、 作品入れ、筆ペン、インク カートリッジ、ペン習字帳、 フェルトペン、ディスクペ ン、吸い取り紙及び写経用紙 に限る。 当所指定のものに限る。
かいがようぐ 絵画用具			◎	学習用に限る。 ポスターカラー、画筆、彩色 筆、面相筆、パレット、筆洗 い、絵の具、色鉛筆（多色 セットを含む。）クレヨン、 クレパス、紙テープ、セロ テープ、画用紙、スケッチ ブック及びねりゴムに限る。 当所指定のものに限る。

				がくしゅうようかぎ 学習用に限る。 テンプレート、カラスグチ、 トレーシングペーパー、製図 ばんぶんどきかくしゆじようぎ、けいさん 尺、コンパス及びディバイ ダーに限る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
				がくしゅうようかぎ 学習用に限る。 ゆび 指サック及び紙めくり用ク リームに限る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
				つうしんきょういっかんけいきょうざいおよ 通信教育関係教材及び学習用 きょうざい 教材に限る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
				とうしよしてい 当所指定のものに限る。
				しゅういなが 周囲の長さが、おおむね60 cm以下のものに限る。
				じょし 女子に限る。
てがくる 手袋、マスクその他 の身体に装着する物 びん 品（衣類を除く。） であって、けんこうじょうたい 健康状態 その他事情に照らし しょう 使用が必要な物品	てがくる 手袋			ぐんて 軍手を含む。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	てがくる ゴム手袋			きょしつない 居室内における洗濯用に限 る。 とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	みみぶくろ 耳袋			とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	マスク			とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	にようと 尿取りパッド			とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	みみせん 耳栓			とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	つか 使い捨てカイロ			とうしよしてい 当所指定のものに限る。
	よかじかんたい 余暇時間帯における ごらくてまかつどう 娯楽的活動に用いる ぶつぽん 物品	CDプレー ヤー	○	
	おんがくとう 音楽等CD	○		
	しゅうのう CD収納ケース			とうしよしてい 当所指定のものに限る。

その他使用を許す物品 <small>たしやうをゆるぶつ びん 品</small>	<small>めがね</small> 眼鏡 <small>ほせいきぐ</small> その他の補正器具			◎	
	<small>じこけいやくさぎょう</small> 自己契約作業 <small>ひつようぶつ 品</small> に必要な物品			◎	<small>とうしよしてい</small> 当所指定のものに限る。
	<small>ふうとう</small> 封筒			○	<small>ひとえ</small> 一重のものに限る。 <small>とうしよしてい</small> 当所指定のものに限る。
	<small>きって</small> 切手			○	
	<small>はがき</small> はがき			○	<small>かんせい</small> 官製はがきに限る。
	<small>ゆうびんしよかん</small> 郵便書簡			○	
	<small>びんせん</small> 便箋			○	
	<small>いんし</small> 印紙			◎	<small>しよしふく</small> 証紙を含む。
	<small>いんかん</small> 印鑑			◎	
	<small>かつら</small> かつら			◎	
<small>いやくひん</small> 医薬品			◎	<small>しめい いりやう</small> 指名医の医療に係る医薬品に <small>かぎ</small> 限る。	